

宛名番号の欄には特別徴収税額通知書に記載された転勤・再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収されたし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先または、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の個人番号を記入してください。また、前勤務先では1.特別徴収継続の場合を記入し、一月一日現在の住所（課税地）の市区町村長に送付してください。一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務付けられています。出国予定者の未徴収税額は、一括徴収していただくようお願いいたします。普通徴収に切り替える場合は、納税管理人を定め「市民税納税管理人設定（変更）申告書」を提出するよう対象者にご指導ください。